

# エビデンス

(化粧品原料)

製品名：マリンプラセンタ®

製品略号：MPC

ページ：1/3

## 【美肌効果について】

一般成人モニターを使った二重盲検法による化粧品原料マリンプラセンタ（以下「マリンプラセンタ」と表記）の美肌効果の検証を行った。

【試験機関】：(株)エフシージー総合研究所（東京都江東区）

【塗布期間】：2週間連続施術（2007年2月下旬～3月上旬）

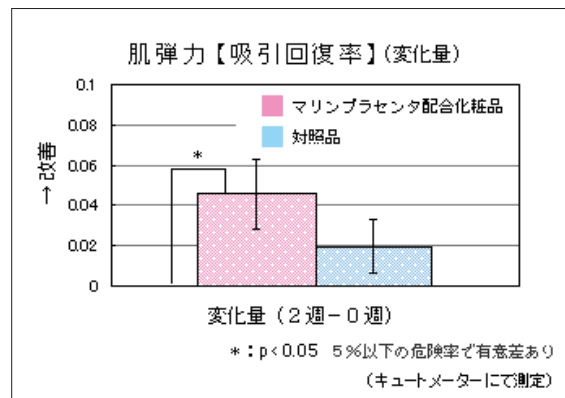
【使用方法】：テスト品；マリンプラセンタ配合化粧水とマリンプラセンタ配合乳液…マリンプラセンタ配合量：各1%  
対照品；化粧水と乳液（ともにマリンプラセンタを含まない）  
朝、晩1日2回ずつ、洗顔後、化粧水→乳液の順に塗布する。

（試験品施術の2週間はこれまで使用している化粧水、乳液、クリーム、美容液の使用は中止する）

【モニター】：40±2歳の健常女性で、肌タイプは乾燥肌で、肌のシミや冷え性が気になる人24名を1群（12名）に分ける。

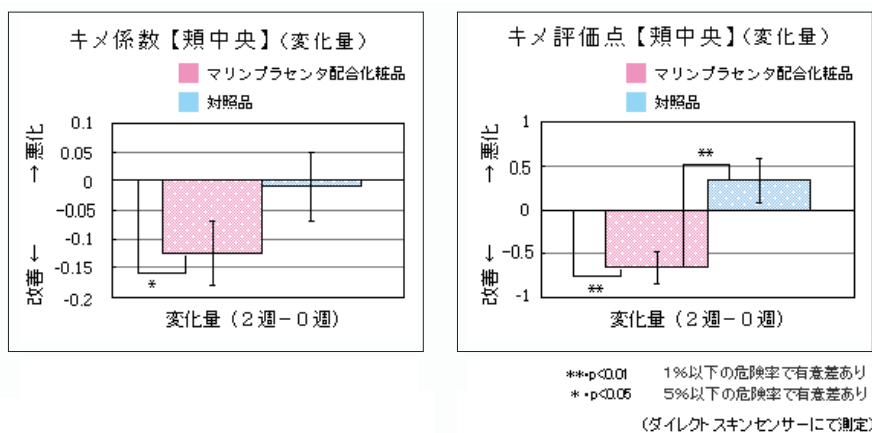
## 【試験結果】

### 1) 肌弾力の変化



マリンプラセンタ配合化粧品を2週間連続使用すると、使用前に比べて有意に肌弾力は改善した。一方、マリンプラセンタを含まない対照品の使用では、有意差は認められなかった。マリンプラセンタ配合による肌弾力改善効果を認めることができる。

### 2) キメの変化



「マリコンドロイチン」、「マリンプラセンタ」は株式会社日本バリアフリーの登録商標です

「マリコンドロイチン」は、当社の鮭軟骨抽出物（コンドロイチン硫酸たんぱく複合体）の登録商標です。

「マリンプラセンタ」は、当社の鮭卵巣膜抽出物の登録商標です。

その他、当資料に掲載されている当社で取扱う製品またはサービスの名称などは、当社の商標または登録商標です。

当社の登録商標の使用を希望される場合には、当社への事前の連絡及び当社の許諾が必要となります。

※当社製品を配合した健康食品・化粧品等の表示・広告宣伝は関連法規に従ってください。

※当資料にある文章・画像などの無断転載・使用を禁止いたします。

# エビデンス

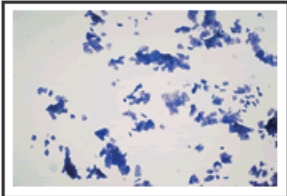
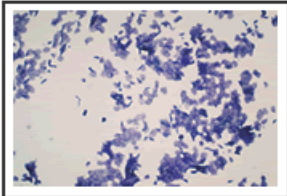
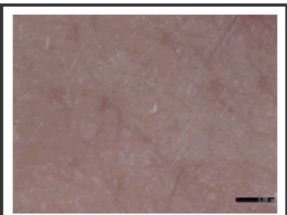
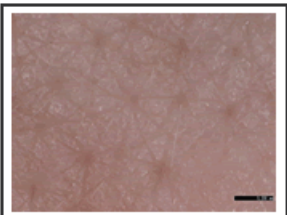
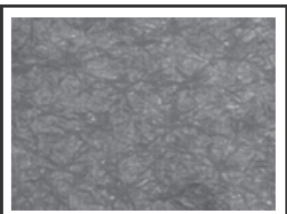
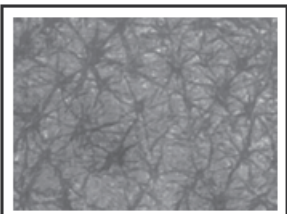
(化粧品原料)

製品名：マリンプラセンタ®

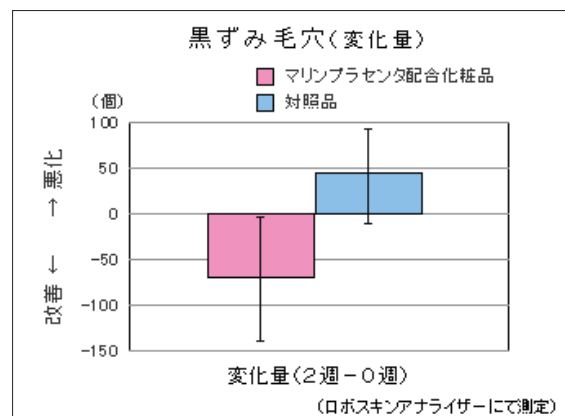
製品略号：MPC

ページ：2/3

頬のキメの状態の良し悪しを評価するキメ係数の変化は、マリンプラセンタ配合化粧品を2週間使用するとキメは有意に改善されるが、対照品の使用ではほとんどキメの状態は変わらなかった。キメの状態を点数化して評価（キメ評価点）した結果では、マリンプラセンタ配合化粧品では有意に改善しているのに対し、対照品では悪化し、2群間に有意差が認められた。マリンプラセンタはキメを整え、肌状態を良好に保つといえる。特に改善効果が認められた事例を示す。

(0週)	(2週)	
		【改善事例】 M11: (角質細胞) 肌荒れがひどいと固まって剥がれる。使用後に固まった剥がれが少なくなり、角質層は広く均一に剥がれるようになり、肌の状態が良くなった。
		【改善事例】 M11: (マイクロスコプ) 放射線状にキメが整い、潤ってツヤが出てきた。ふっくらしてきた。
		【改善事例】 M11: (キメ画像) キメが放射線状にキレイに整ってきた。

### 3) 黒ずみ毛穴の変化



マリンプラセンタ配合化粧品を2週間塗布した群は、黒ずみ毛穴が減少し、対照品を塗布した群は増加した。マリンプラセンタ配合化粧品は黒ずみ毛穴に対する改善傾向を示した。以下に特に改善した事例を示す。

「マリンコンドロイチン」、「マリンプラセンタ」は株式会社日本バリアフリーの登録商標です

「マリンコンドロイチン」は、当社の鮭軟骨抽出物（コンドロイチン硫酸たんぱく複合体）の登録商標です。

「マリンプラセンタ」は、当社の鮭卵巣抽出物の登録商標です。

この他、当資料に掲載されている当社で取扱う製品またはサービスの名称などは、当社の商標または登録商標です。

当社の登録商標の使用を希望される場合には、当社への事前の連絡及び当社の許諾が必要となります。

※当社製品を配合した健康食品・化粧品等の表示・広告宣伝は関連法規に従ってください。

※当資料にある文章・画像などの無断転載・使用を禁止いたします。

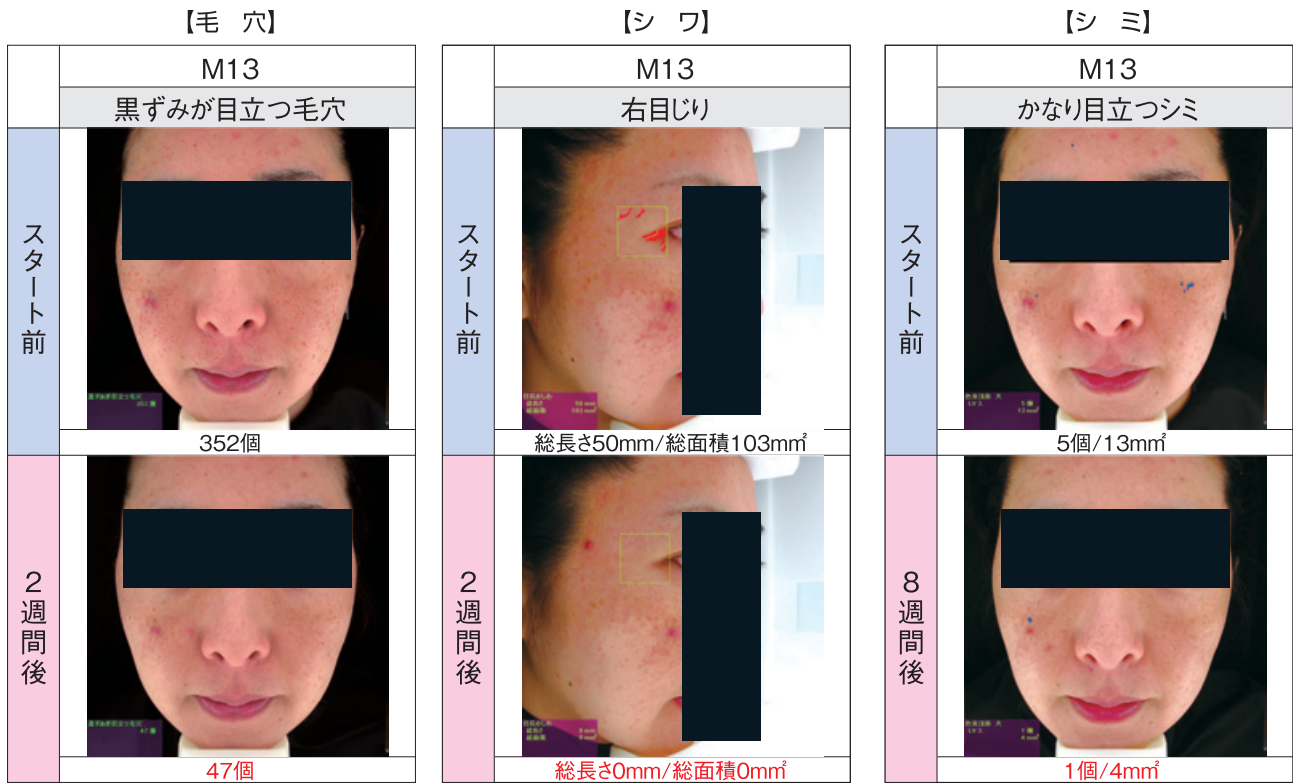
# エビデンス

(化粧品原料)

製品名：マリンプラセンタ®

製品略号：MPC

ページ：3/3



(ロボスキンアナライザーにて測定)

## 【マリンプラセンタ配合化粧品の効果】

マリンプラセンタはキメを整え、肌弾力を改善することが分かった。さらに、2週間の使用によって、肌のキメの改善と目のたるみの改善が目視によって認められた。

「マリンコンドロイチン」、「マリンプラセンタ」は株式会社日本バリアフリーの登録商標です

「マリンコンドロイチン」は、当社の鮭軟骨抽出物（コンドロイチン硫酸たんぱく複合体）の登録商標です。

「マリンプラセンタ」は、当社の鮭卵巣膜抽出物の登録商標です。

この他、当資料に掲載されている当社で取扱う製品またはサービスの名称などは、当社の商標または登録商標です。

当社の登録商標の使用を希望される場合には、当社への事前の連絡及び当社の許諾が必要となります。

※当社製品を配合した健康食品・化粧品等の表示・広告宣伝は関連法規に従ってください。

※当資料にある文章・画像などの無断転載・使用を禁止いたします。